

令和7年4月8日

保護者の皆様へ

大府市教育委員会

季節性インフルエンザの治療報告書の廃止について(お知らせ)

保護者の皆様におかれましては、日頃より本市の教育にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、季節性インフルエンザに感染した場合、これまで「インフルエンザ治療報告書」を学校へ提出いたしましたが、令和7年度からは、下記の通り運用を変更いたしますので、よろしくお願ひいたします。

記

1 変更内容

「インフルエンザ治療報告書」を廃止し、令和7年度から提出を不要とします。

※新型コロナウイルス感染症と同様の取扱いとなります。

【参考：各種感染症に感染した場合の取扱い】

感染症名	令和7年4月からの取扱い
季節性インフルエンザ	Home & School や電話で欠席連絡
新型コロナウイルス感染症	
上記以外で指定する感染症 (麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘、 咽頭結膜炎等)	①Home & School や電話で欠席連絡 ②医師が治療証明書へ証明 ③登校時に治療証明書を提出

2 出席停止期間

出席停止期間に変更はありません。

- (1)学校保健安全法に基づく出席停止期間を原則とします。季節性インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の数え方については、裏面を参照してください。
- (2)出席停止期間を経過した場合であっても、のどの痛みや倦怠感などの体調不良が続く場合は、医療機関を受診し、医師の指示に従い、体調を整えてから登校するようにしてください。

⇒裏面に続く

【季節性インフルエンザ出席停止期間の数え方】

インフルエンザと診断された場合、学校保健安全法に基づき、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」の期間が出席停止となります。

※発症した日、解熱した日を0日目とし、それぞれ翌日からの日数を数えます。

例	発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			登校 可能		
2日目に 解熱した場合		発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		登校 可能		
3日目に 解熱した場合			発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能		
4日目に 解熱した場合				発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能	
5日目に 解熱した場合					発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能

※上記の期間を経過した場合であっても、のどの痛みや倦怠感などの体調不良が続く場合は、医療機関で受診し、医師の指示に従い、体調を整えてから登校いただきますようお願いいたします。

【新型コロナウイルス感染症出席停止期間の数え方】

※発症した日を0日目とし、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。

例	発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
1日目に 軽快した場合	発熱等	軽快	軽快後 1日目				登校 可能	
2日目に 軽快した場合		発熱等	軽快	軽快後 1日目			登校 可能	
3日目に 軽快した場合			発熱等	軽快	軽快後 1日目		登校 可能	
4日目に 軽快した場合				発熱等	軽快	軽快後 1日目	登校 可能	
5日目に 軽快した場合					発熱等	軽快	軽快後 1日目	登校 可能

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

※新型コロナウイルス感染症の発症後10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、マスクの着用にご協力ください。